

なんでも「ハラスメントだ！」 と主張する問題社員への対応方法

日時

11.18 火
15:00 - 17:00

講座
内
容

本講義では、基本知識から実際の事例対応、ハラスメント加害者を分類化したパターン別対応方法、なんでもハラスメントと主張する「被害者側問題社員」についての対応方法等、実際の現場で悩みとなる内容について取り上げます。

会場

浦安商工会議所3階会議室
(千葉県浦安市猫実1-19-36)

受講料

会 員：無料
非会員：1,000円(税込)

定員

30名
※定員を超えた場合は受付を締切らせていただきます。

<講師プロフィール>



弁護士法人戸田労務経営
代表弁護士・社会保険労務士
戸田 哲

- ・社会保険労務士登録もする企業労務専門弁護士
- ・千葉県弁護士会労働問題対策委員会副委員長、同公益通報支援委員会副委員長
- ・千葉大学法科大学院非常勤講師
- ・弁護士会・社労士会・税理士会・千葉地方裁判所・千葉県医師会・千葉県教育委員会等の労務研修講師として登壇
- ・労働法の大家である菅野和夫著「労働法(第12版)」(弘文堂)の改訂メンバー

下記に当てはまる方は是非ご参加ください

- ✓ 「被害者がハラスメントと思ったらハラスメント」と聞いているが、実際のハラスメントはどう考えるのか知りたい
- ✓ ハラスメントにならないことを気にしすぎて、管理職が部下の指導や管理に悩んでいる
- ✓ ハラスメントの申告があった場合にまずどうするのか、社内でどうするのが今ひとつ定まっていない
- ✓ ハラスメント気質のある上司がいるが、どうやって指導していけば良いか分からない
- ✓ 何かというと「それはハラスメントだ」と主張する社員がいて、手を焼いている
- ✓ ハラスメント対策として、結局企業は何をすれば良いのかが分からない

申込方法 ▶ 二次元コードを読み込みフォームを入力してください

申込期限 ▶ **11月11日(火)**

問合せ先 ▶ 浦安商工会議所 TEL: 047-351-3000

